

大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）利用の高付加価値化に向けた基本構想（案）

民間提案公募 公募説明会 質疑応答要旨

質問 1	本事業の対象となる「大山蒜山地域」はどの範囲か。
回答 1	大山隠岐国立公園のうち、大山蒜山地域管理計画区の範囲が、本事業における大山蒜山地域に該当する。おおよその範囲は大山山麓一円、および岡山県側の蒜山高原から毛無山に至る一帯、三徳山を含む地域である。範囲の詳細は、『大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）区域及び公園計画図』を参照されたい。
質問 2	施設整備等に係る提案として、宿泊施設以外の施設、例えばアクティビティやスポーツに係る施設に関する提案を行うことは可能か。
回答 2	宿泊施設以外に関する提案を頂くことは可能である。あわせて、大山蒜山地域の特徴や資源を踏まえ、地域内で提供すべきと考えるアクティビティ等の内容や施設整備の必要性などについても、基本構想（案）の内容に係る事項として提案いただくことも可能である。
質問 3	国立公園区域においては開発行為が規制されているものと認識しているが、本事業に関連する施設整備については、それらの規制が緩和されるか。
回答 3	本事業では、基本構想（案）等の計画に位置付けられた施設等の整備について、個別的に自然公園法の規制緩和を行うことを想定したものではない。ただし、利用拠点および利用拠点に関連する施設等の整備については、必要に応じて関連する公園計画に反映させることは想定されている。

※

回答 1 で言及されている『大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）区域及び公園計画図』は、大山隠岐国立公園 web ページ内「概要・計画書」で公開されています。

<https://www.env.go.jp/park/daisen/intro/index.html>